

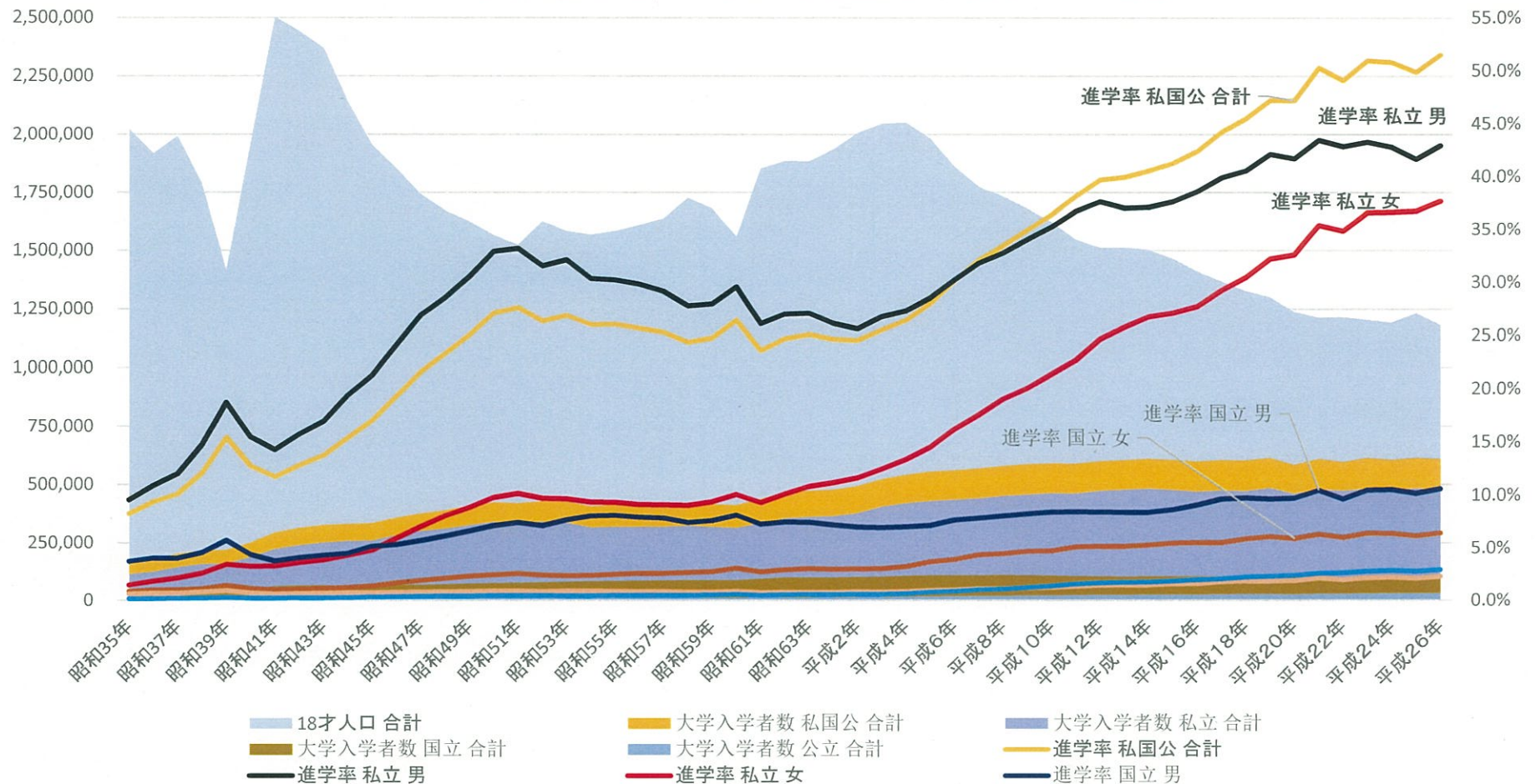
「私立大学の振興に関する協議会」懇談会（2017.11.8）

私立大学の公財政支出等に関する参考データ

日本私立大学団体連合会

私立大学はどのような貢献をしてきたのか

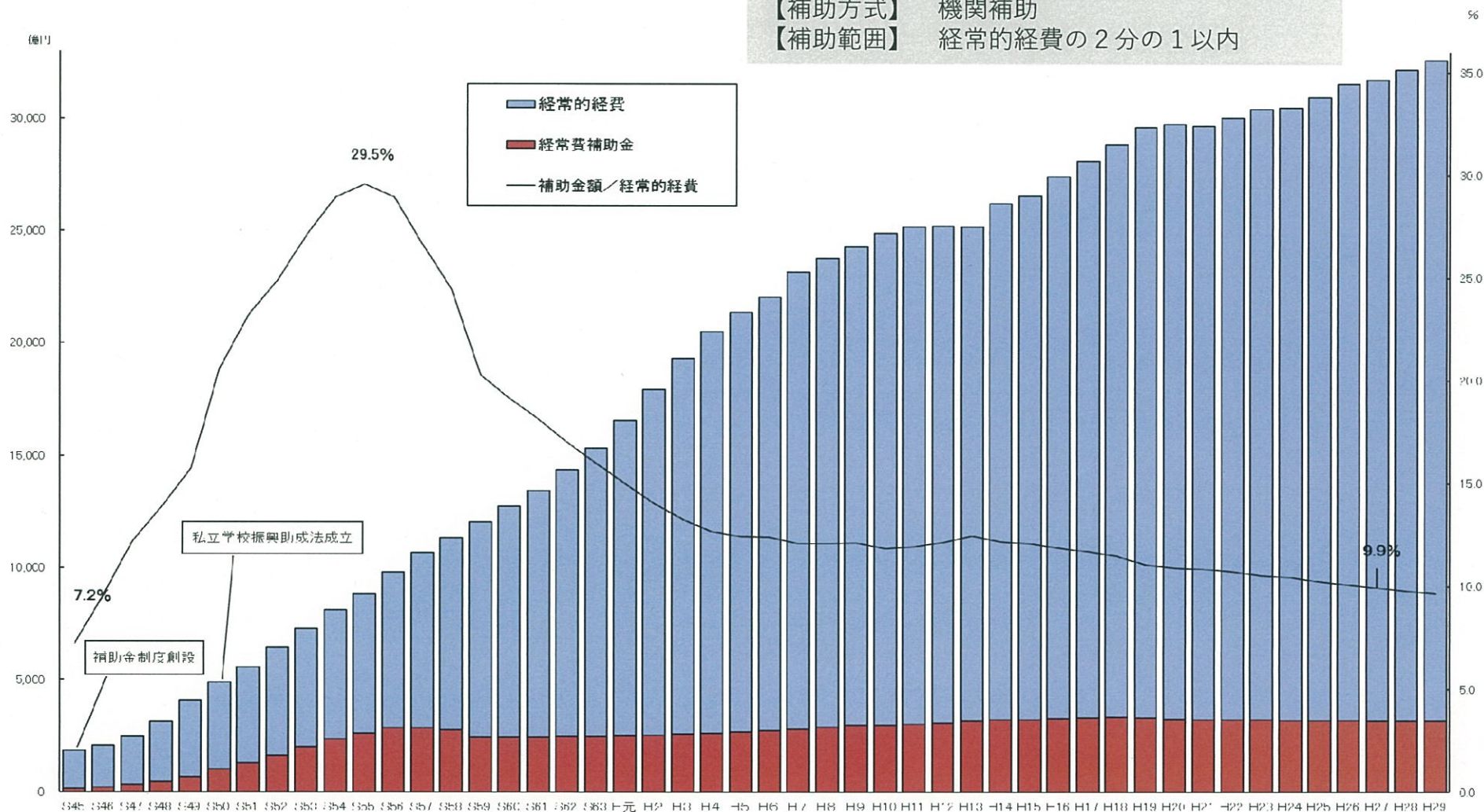
18才人口、(私国公別)大学入学数並びに進学率の推移



“分厚い中間層”を
これまでも、そしてこれからも支える **私立大学**

私立大学等経常補助金とは何か

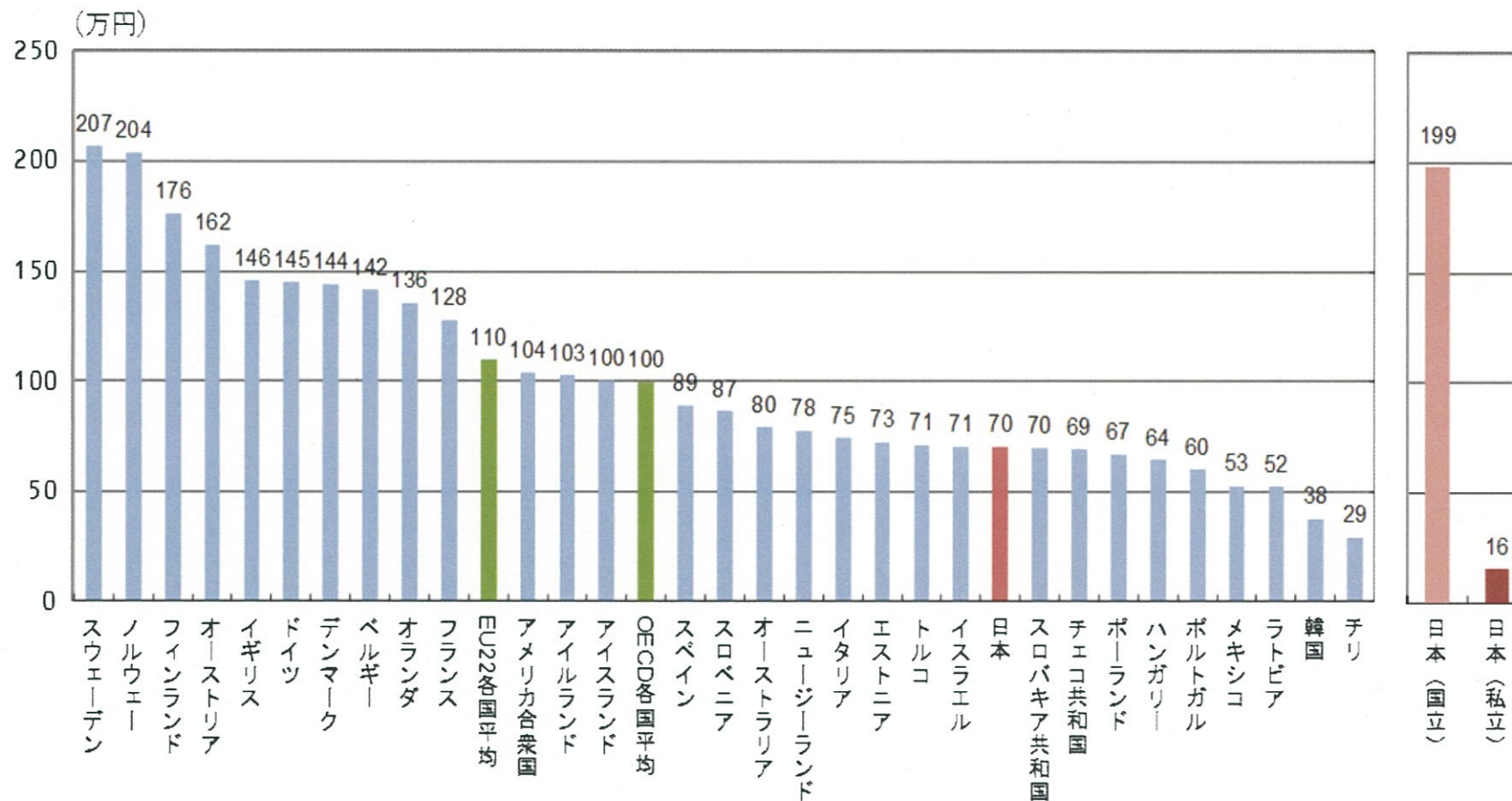
- 【目的】 教育条件の維持・向上
 学生の修学上の経済的負担の軽減
 私立学校の経営の健全性の向上
- 【補助方式】 機関補助
- 【補助範囲】 経常的経費の2分の1以内



教育研究経費等の経常的経費が増加するなか、補助割合は減少の一途を辿っている。

経済的・社会的効果を踏まえ、諸外国では高等教育にどれくらい投資をしているのか

学生一人当たり公財政支出の国際比較〔高等教育機関〕（2013年）



最高水準の国立大学

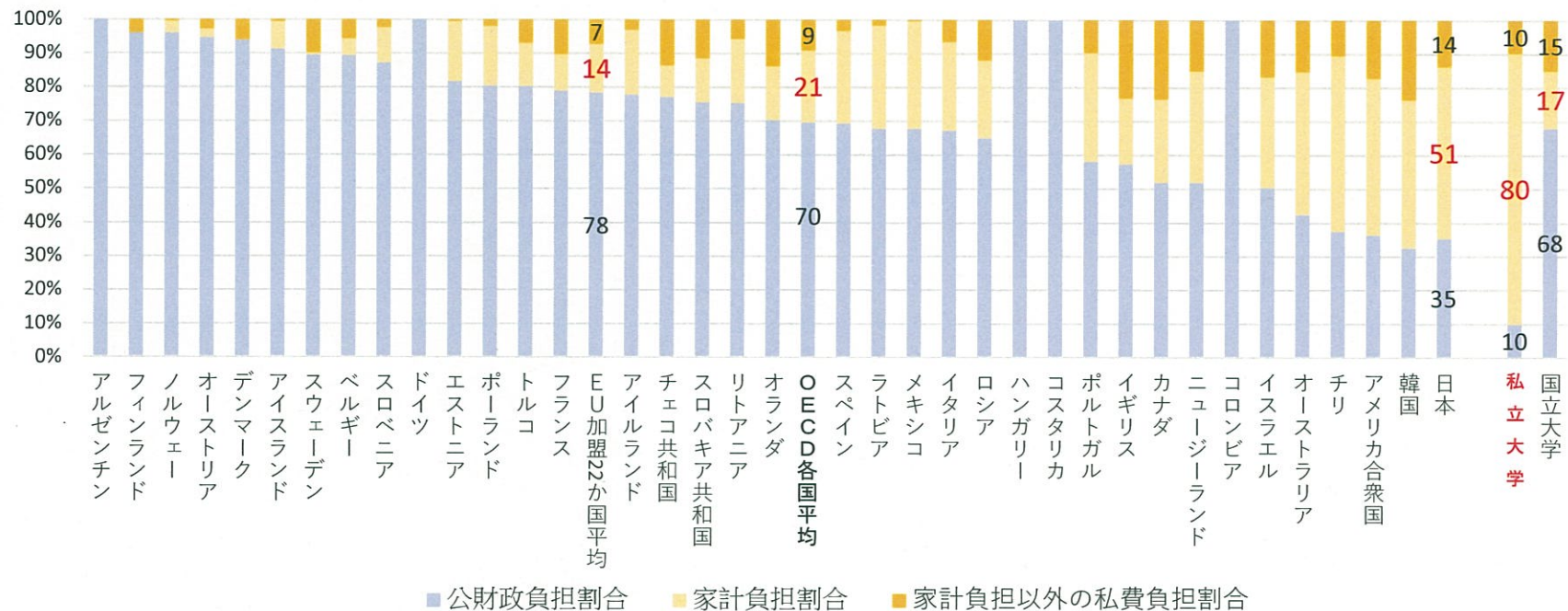
最低水準の私立大学

その格差

→ 約1.3倍

高等教育費は、誰が、どれくらい、負担しているのか

教育支出の公私負担割合【高等教育段階】（2013年）



出典：OECD「図表でみる教育」OECDインディケーター（2016年版）より作成（2013年データ）

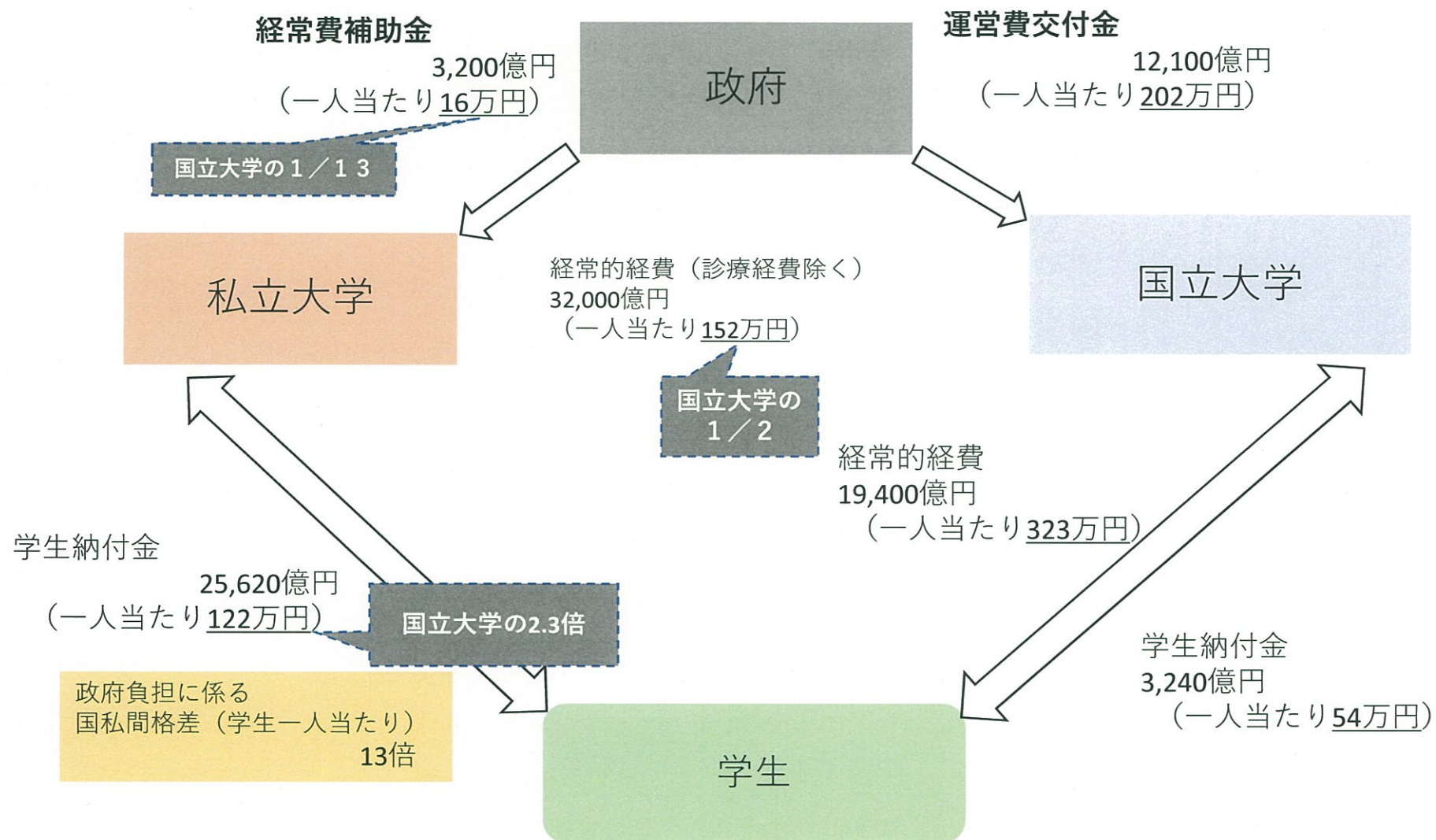
私立大学のデータについては日本私立学校振興・共済事業団、国立大学のデータについては文部科学省による公表資料に基づき作成。

OECDにおける日本の評価

とりわけ.....

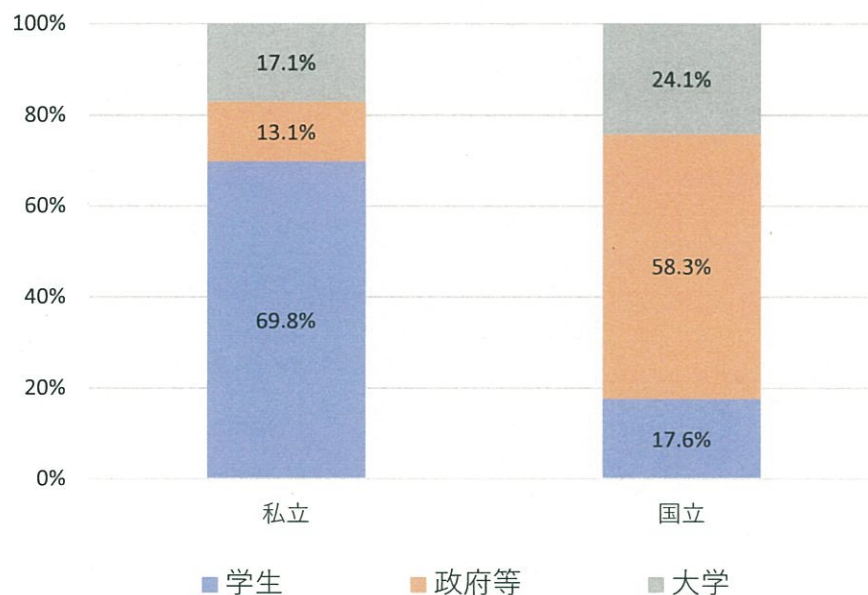
“授業料が極めて高額で、
学生支援体制が未整備な国”
私立大学学生の家計負担は
極めて重い

私立大学と国立大学との違いは何か（家計の負担と便益）

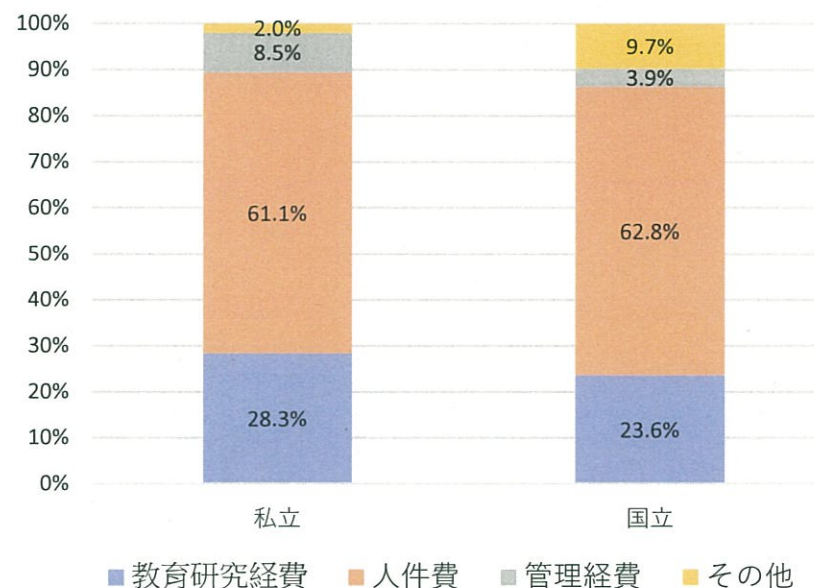


私立大学と国立大学との違いは何か（財政構造）

収入（医療関連収入除く）の源泉負担者割合



支出（医療関連支出除く）の構成割合



「今日の私学財政（平成26年度：大学法人：消費収支計算書）」（日本私立学校振興・共済事業団）並びに「国立大学法人等の平成26事業年度決算について（損益計算書）」（文部科学省）に基づき日本私立大学団体連合会にて作成。

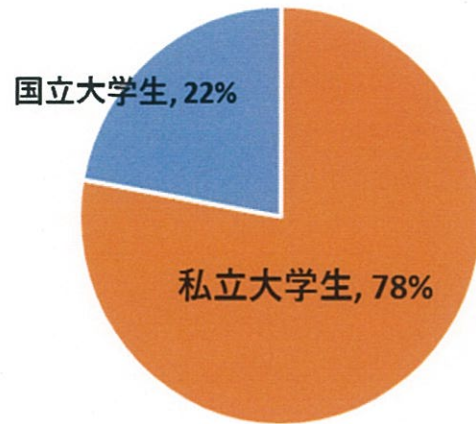
※収入について、「私立」は帰属収入から医療収入（資金収支計算書）を、「国立」は附属病院収益を除く。

支出について、「私立」は消費支出の部合計から医療経費支出（資金収支計算書）、減価償却額、退職給与引当金繰入額を、「国立」は診療経費を除く。

支出構造 病院部門を除くと **大差なし**
 収入構造 **私立大学 7割 学生納付金** **国立大学 6割 公財政支出**

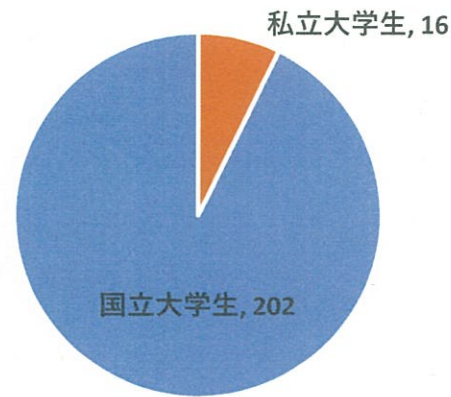
私立大学と国立大学の費用は誰が負担しているのか

私立大学と国立大学の学生数比率



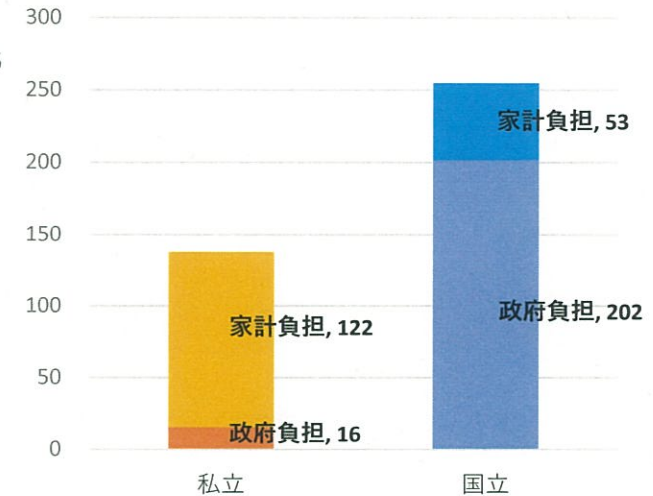
■ 私立大学生 ■ 国立大学生

学生一人当たり
政府負担（公財政支出）【万円】



■ 私立大学生 ■ 国立大学生

学生一人当たり家計と政府の負担額
【万円】



研究経費を度外視しても、国立大学の学生は、53万円を納付して255万円相当の教育を受けていることになる。私立大学生の家庭は122万円の学納金に対して138万円相当の教育しか受けていない上に、国立大生に対する公財政支出の一部を負担していることになる。国立大学の授業料を低廉に抑えているのは、国立大生全員に給付型奨学金を一律給付するのと同じの効果を有している。

最大の問題は、国立大学と私立大学との間の処遇の格差それ自体よりも、むしろ、**納税者間に著しい不平等を生じさせている**ことにある。

政府負担による学生の修学支援制度にはどのようなものがあるのか

制度名	補助方式	規模	私立		国立	
授業料減免制度	機関補助	平成29年度 文部科学省 概算要求額	164億円	一人当たり 0.4万円	350億円	一人当たり 5.0万円
		対象人数	7.3万人	28.7人に一人	6.5万人	9.2人に一人

金額、対象人数のいずれにも存在する国私間格差

国私間格差を埋めるため
私立大学は自前の奨学金制度を設定

※機関補助：支援を行う「機関」に対する補助（私立大学については支援額の2分の1）

制度名	補助方式	メリット	デメリット
奨学金	貸与型 個人補助	財源が小額で済む、あるいは多額を支給するまたは対象者を多くすることが可能。 無利子や低利子の場合には利子補給で公的補助となる（日本学生支援機構奨学金第1種は無利子、第2種は3%が上限）。	返済のための手続きが煩雑である。 返済及び管理費用も発生する。 未返済問題（デフォルト）が発生するため、その対応が課題（日本の返済率は高い）。 ローン回避傾向を発生させる恐れがある。
	給付型 個人補助	進学や修学支援効果が貸与型に比べて大きい。 渡しきりのため、回収問題が発生しない。 授業料減免など用途を指定した方法も可能。	財源が課題となる。 小額または少数者にしか支給できない。 効果が大きい分、支給基準の設定が困難である。 支給資格者にすべて支給できない恐れがある（優先順位が必要となる場合がある）。 渡しきりのため、公平性の観点から、支給の理由を明確にする必要がある。 誰が誰に支給するのか、支給主体と受給主体を明確にする必要がある。 奨学金の効果について、卒業後の状況などを把握する必要があるが、あまり実施されていない

※個人補助：支援を受ける「個人」に対する補助。

個人補助との比較において、アクセス機会の均等化、アクセスにおける世帯所得等の影響の緩和、行政コストの削減、大学の事務負担の軽減、学費価格設定の適正化（市場化）、学生本人による学費負担の自覚の促し等を指摘する意見がある。

「メリット、デメリット」については、小林雅之氏（東京大学大学総合教育研究センター教授）作成資料よりとりまとめ。

依存してきた「家計」はどのような現状にあるのか

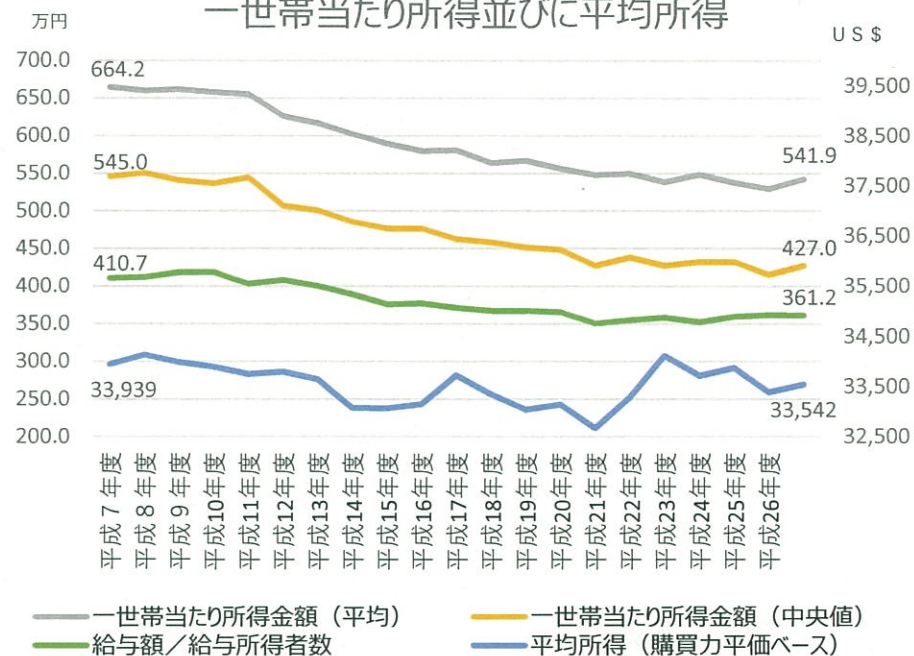
家庭の年間平均収入額



出典：日本学生支援機構「平成26年度学生生活調査」より作成

国立大学生の家庭の年間平均収入額（839万円）は、私立大学生の家庭の年間収入額（826万円）を上回っている。受験準備のための経費負担能力の差が反映しているものと推測される。

一世帯当たり所得並びに平均所得

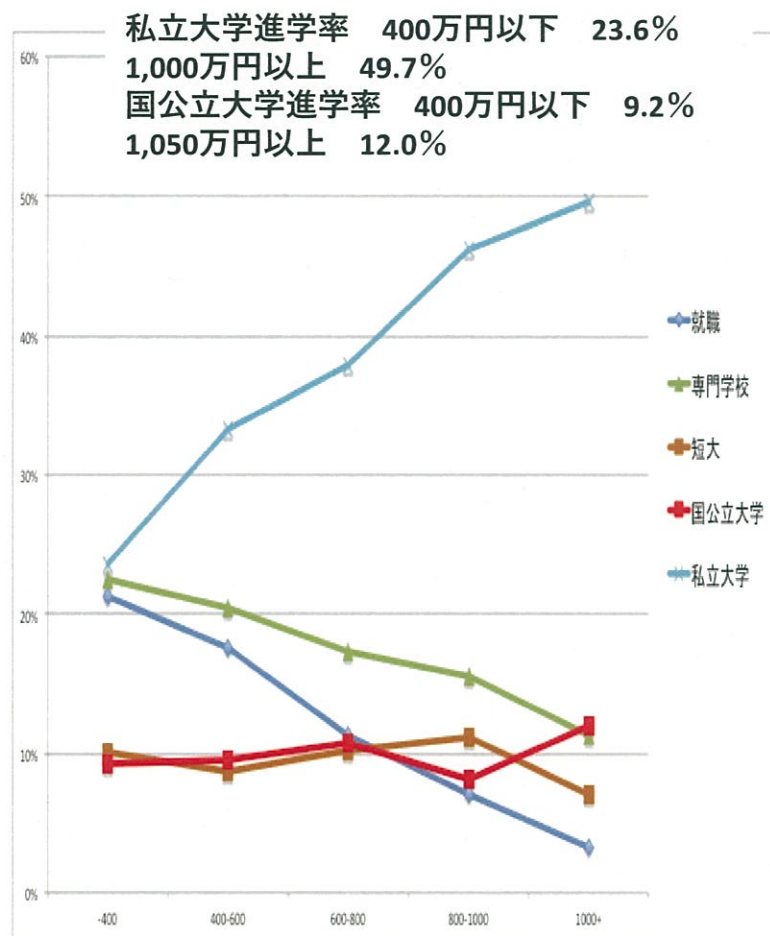


出典・参照：教育費負担の実態調査結果（日本政策金融公庫）
 国民生活基礎調査（厚生労働省）
 民間給与実態統計調査結果（国税庁） OECD

授業料及び入学料が抑制され続けるなか、学生の家計支持者の平均給与の減少に伴う家庭からの給付の減少、学生の収入自体の減少を受け、**大学・短期大学の学生数に対する奨学金貸与割合は、ここ10年間で約1.5倍に増大。**奨学金への依存度の高まりは、学生の親をはじめとする保護者をはじめとする**家計支持者の負担（親負担）の限界の現われ。**

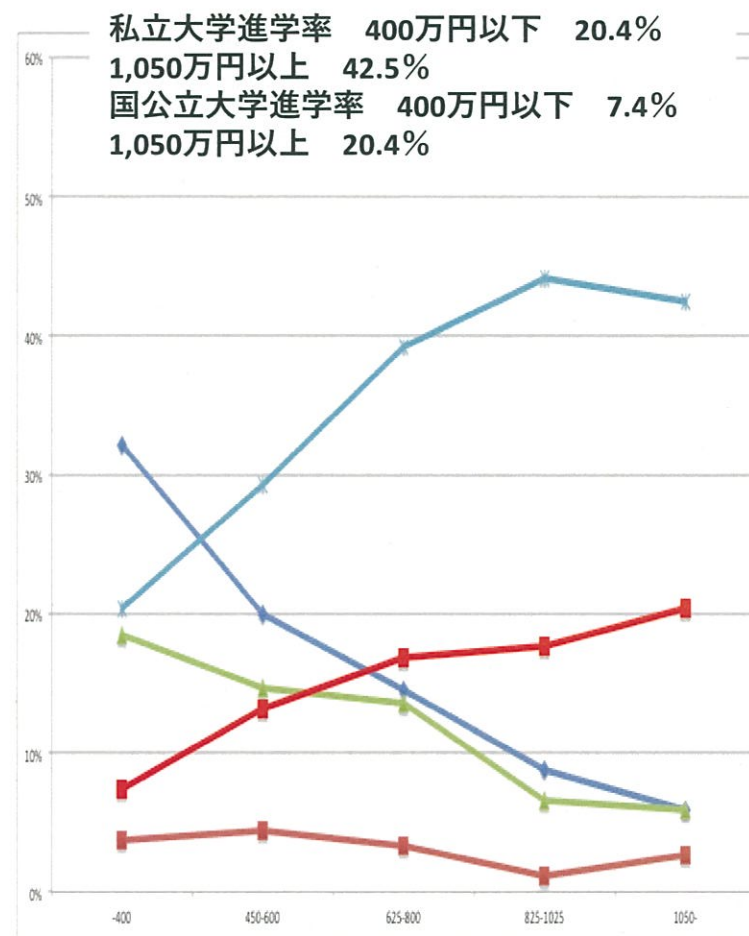
所得階層別高卒者の進路比較(2006年と2012年)

私立大学進学率には大きな格差、国公立大学進学率の格差は拡大



CRUMP2006年調査

学術創成科研 (金子元久研究代表) 東京大学・大学経営・政策センター、サンプル数は4,000



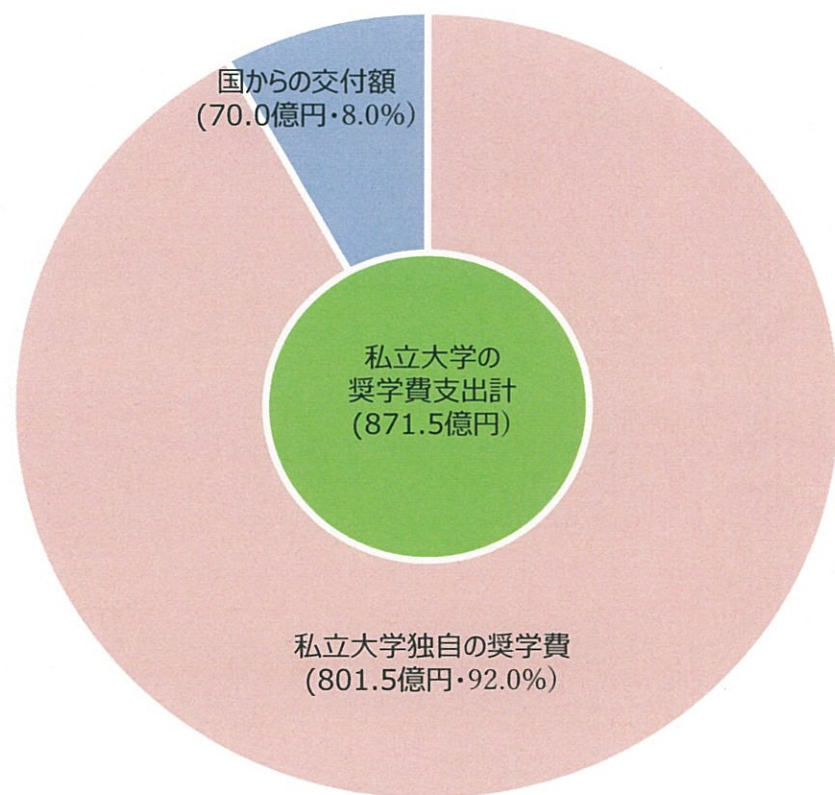
2012年高卒者保護者調査

文部科学省科学研究費基盤 (B) 「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」 (小林雅之研究代表)、サンプル数は、1,064

※小林雅之教授作成資料による。

私立大学は修学支援にどれくらい取り組んでいるのか

私立大学における奨学費支出に占める国費の割合
(2015年)



大学生の8割近くを擁する私立大学は、相対的に低所得者層の子弟が多いことと、国公立大学との授業料差額を埋め合わせる必要があることから、独自の奨学金制度を創設し、**871.5億円**に上る学生の修学支援を行っている（**2015年度実績**）が、近時の財務状況を反映して漸減傾向にある。

私立大学による独自の奨学制度に対する国からの支援は、奨学費支出総額（**871.5億円**）の**8.0%**、**70.0億円**にすぎない。

出典：『平成28年度今日の私学財政（大学・短期大学編）』
（平成27年度資金収支計算書）等をもとに作成

高等教育は経済的・社会的効果をもたらしているのか

公私別の費用（４年間）と便益（男子／65歳まで：割引率ゼロ）

（単位：万円）

	国立大学			私立大学		
	家計	政府	計	家計	政府	計
直接費用 ※1	216	600	816	480	60	540
機会費用 ※2	977	65	1,042	977	65	1,042
便益	7,122	1,258	8,380	7,122	1,258	8,380
（参考）	6.0倍	1.9倍		4.9倍	10.1倍	

※1 直接費用：学生一人当たりの国庫補助投入額

※2 機会費用：高卒者の４年間の所得から推計した収入

※（参考）は、便益／費用の単純な倍率

（出典）『大学の条件』（2015）矢野眞和著

三つの内部収益率

	国立大学	私立大学	
私的収益率	7.0%	6.4%	家計の費用負担額と税引き後の生涯便益の関係
財政的収益率	2.3%	9.6%	政府の費用負担額と税収入額の増加による生涯税便益の関係
社会的収益率	6.0%	6.7%	家計と政府の費用総計額と税引き前の生涯便益の関係

（出典）『大学の条件』（2015）矢野眞和著

私立大学は

政府に財政負担（費用）の**10.1倍**の便益をもたらす（国立大学は**1.9倍**）。

個人よりも政府に帰属する便益のほうが高い（国立は個人に帰属する便益のほうが高い）。

平成30年度私立大学関係政府予算要望
大学進学の機会均等と私立大学の自主的・自律的で多様な教育研究事業の推進のために
【基本的考え方】

1. 高等教育に対する公財政支出の低位性の改善

教育への投資、とりわけ高等教育への投資の経済的・社会的効果は極めて高いにもかかわらず、OECD加盟国をはじめとする諸外国との国際比較におけるわが国の高等教育段階に対する公財政教育支出の対GDP比の低位性は明らかであり、その改善が急務である。

2. 私費負担依存からの脱却並びに大学進学の機会均等の実現

教育基本法第4条（教育の機会均等）に照らして、大学への進学希望者が、経済的理由をもって大学進学を断念することのないよう、高等教育費に係る私費負担依存からの脱却並びに大学進学の機会均等を実現するための施策の実行が急務である。

将来的に消費税収入の一部を教育目的のために支出することができるようにするなど、新たな恒久財源を創出し、重点的に高等教育へ投資することが必要である。

3. 不合理な国私間格差の是正

多様な価値の追求、唯一の解が必ずしも存在しない問題の解決を図っていくことを求められる現代においては、高等教育への機会は均等に開かれるべきである。その意味では、大学に学ぶ学生、学校法人と国立大学法人という設置者のいずれの視点からも、学部学生一人当たりの公財政支出の国私間格差（約13倍）、公財政支出による授業料減免や施設設備整備補助の現状に係る国私間格差は不合理である。今後の国立大学の機能、果たすべき役割を勘案したうえでの、その抜本的な改善が急務である。

4. 私立大学等経常費補助金の目的の再確認

私立学校振興助成法による私立大学等経常費補助金は、その目的である「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性の向上」の観点から、個々の私立大学が自主的・自律的に定めるミッション、ビジョン及び計画に則した多様な教育研究事業を継続的、かつ、安定的に推進するためのものとするべきである。また、私立大学等経常費補助金の交付は、特に「経営の健全性の向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」の観点から、個々の私立大学の自助努力だけでは解決し得ない要因、例えば、個々の私立大学が立地する地域性の違いがもたらす学生の家計支持者の経済力、就職環境なども考慮して行われるべきである。